

下水道事業（下水道・浄化槽）

町の下水道は、奥多摩湖周辺の町が管理する処理場で汚水処理を行う「小河内処理区」と、境（桧村）付近から下流で青梅市に接続し昭島市にある都が管理する処理場で汚水処理を行う「奥多摩処理区」の2処理区があります。また、下水道の区域以外は、町設置型合併処理浄化槽の整備および既設合併処理浄化槽の町移管により汚水処理を行っています。

①9月10日『下水道の日』

台風などの

雨水対策のお願い

9月10日は下水道の役割の一つである雨水対策を念頭に、台風や豪雨に備え関心を深めるために国が下水道の日として定めています。この日をきっかけに下水道の役割に目を向け、下水道にゴミや油を流さないことなどを心がけ、下水道を大切に使いましょう。

②10月1日『浄化槽の日』

浄化槽の正しい使い方

国は、合併処理浄化槽の普及促進および浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資することを目的に、10月1日を浄化槽の日と定めています。この日をきっかけに各家庭の合併処理浄化槽を正しく使うよう心がけましょう。

うため、電源は切らないようにしましょう
 ・浄化槽のマンホールの上
 に物を置いてしまうと保守
 点検や清掃に支障をきたす
 ので、置かないようにしま
 しょう

③公共下水道への接続・合併処理浄化槽への転換のお願い

町の公共下水道は、宅地のトイレ、風呂場、台所などから公共下水ますまでの排水設備を自己負担で整備し、接続する必要があります。

道路交通の支障となる立木の伐採などのお願
 立木の成長により、道路を挟み山側および川側に生い茂り、倒木や落枝など、道路交通の妨げとなり、事故の要因に繋がる危険箇所が点在しています。
 また、庭木の枝葉がのびて道路上に張り出し、カーブミラーや道路標識の視界を遮るなど、年間を通して道路に様々な支障を来しています。

・大雨時はトイレや風呂場、洗濯の排水口にビニール袋に水を入れた水のうをおき宅内への逆流を抑制しましょう
 ・大雨の直後は風呂場や洗濯の排水など大量の水を流さないようご協力ください
 ・町の下水道は宅内のトイレや台所などの汚水のみを処理する分流式下水道です。雨水が宅内排水設備に入り込み、下水道へ流入していないか確認してください。

・台所から野菜くずやたぶら油などは流さないようにしましょう
 ・洗濯洗剤、漂白剤は適量を使いましょう
 ・トイレではトイレトーパー以外の異物を流さないようにしましょう
 ・浄化槽に空気を送るブロワーの電源を切ってしまうと、微生物が死滅してしま

浄化槽区域では、町管理型合併処理浄化槽への転換を推進し、公共下水道と同様に自己負担で排水設備整備と合併処理浄化槽への接続をしていただきます。
 公共下水道や合併処理浄化槽へ接続が済みでない方は、河川の水質保全や公衆衛生の向上のため、速やかに接続をお願いします。

交通事故を未然に防止し、安全な通行を確保するために、樹木の所有者の方には、立木の伐採、樹木の剪定、垣根・庭木の枝葉の剪定をお願いします。
 なお、草刈り機を使用する場合は、飛び石など周囲の状況に気を付けて実施をお願いします。

と、微生物が死滅してしま
 ※問い合わせは、環境整備課 ☎ 83・2367

※問い合わせは、環境整備課 ☎ 83・2367